

航空安全プログラム (SSP) の概要

国土交通省航空局(航空安全当局)は、国際民間航空条約第19附属書に従い、「航空安全プログラム(SSP)」を策定(平成25年10月)し、平成26年4月から導入したところ。

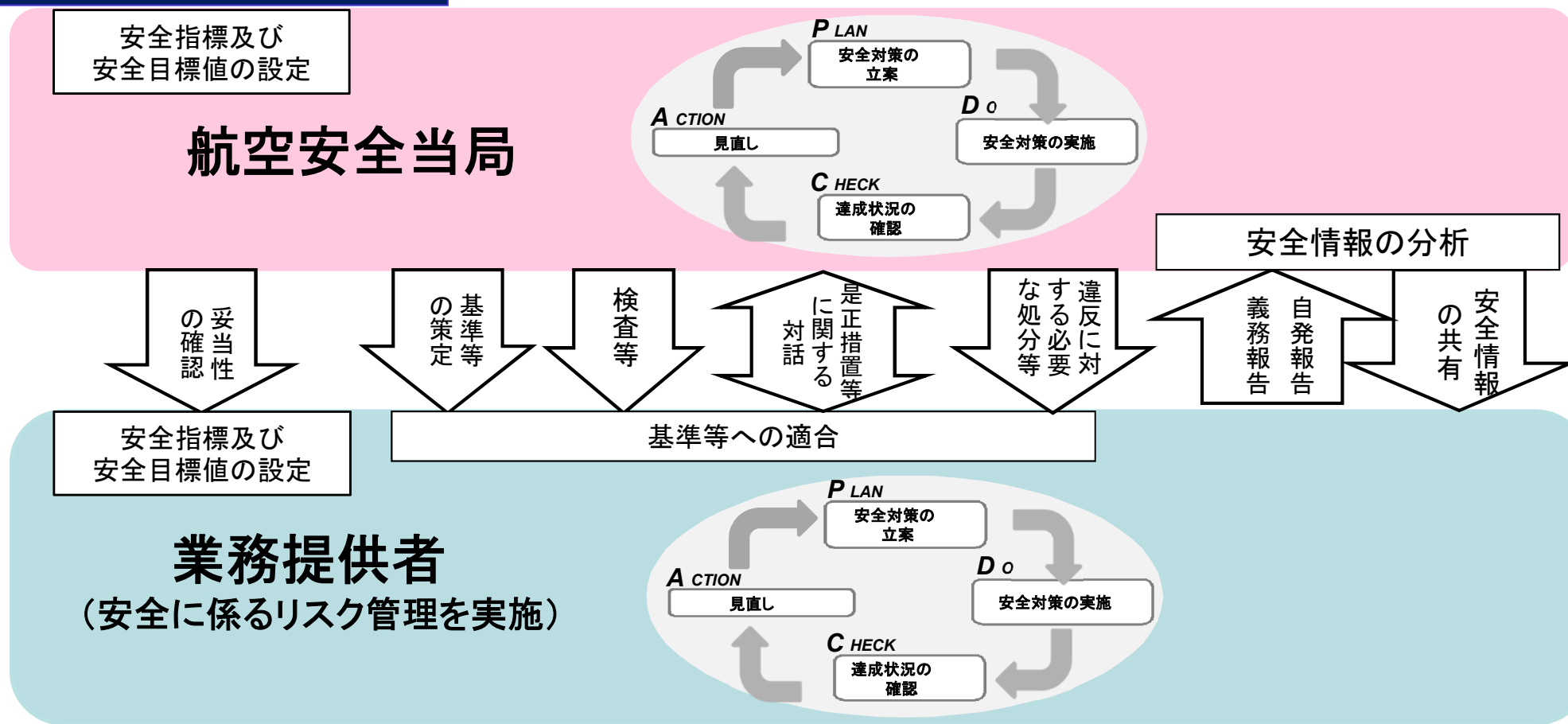
航空安全プログラムは、これまでの法令遵守型の安全監督に加え、

- ①国が安全に係るリスクを管理するための安全指標及び安全目標値の設定し、
- ②予防的な安全対策の実施に役立てるための義務報告制度・自発報告制度(VOICES※)等による安全情報の収集・分析・共有等を行うことにより、

更なる航空安全対策を推進することとしている。

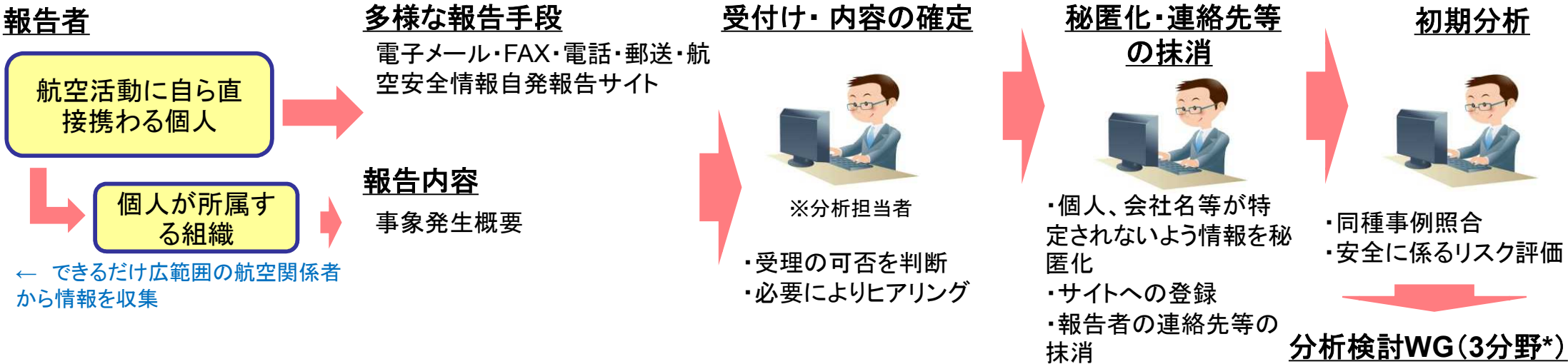
(※VOLuntary Information Contributory to Enhancement of the Safety の略)

航空安全プログラムの全体像



航空安全情報自発報告制度(VOICES)の概要

○義務報告では捕捉しにくい、航空の安全に関する情報を幅広く収集、分析し、関係者と共有することにより、予防的対策の実施に役立てる。



分析検討WG(3分野*)

- *3分野
- 【管制・運航(大型機)】
 - 【管制・運航(小型機)】
 - 【空港・客室・航空機】

航空活動関係者向け

HPを通じて、注意喚起、改善提案等を業務提供者等に広く共有

運営者: (公財)航空輸送技術研究センター(ATEC)

← 当局により報告者等に不利益処分等が行われる懸念を排除

運用開始日: 平成26年7月10日(木)



自発報告制度分析委員会



- 分析結果案及び改善策の提言案等について
- ・妥当性の確認
- ・必要な修正、整理
- ・取りまとめ



- ・リスク評価の結果の確認
- ・事象の要因・原因の分析
- ・改善策の提言案、注意喚起案、報告者へのフィードバック案等の検討・立案

自発報告者へのフィードバック



各段階で分析状況や分析結果をサイトにて確認可能

航空局へ報告

- ・分析結果
- ・改善策の提言
- ・本制度の実施・運営状況
- ・業務上の課題

・運営者(ATEC)に対し、個人、会社名等が特定される情報の提供を求めない。
 ・当該情報を不利益処分等の根拠として使用しない。

← 報告の促進

↑ より精緻な分析を可能とするため、分析には専門家を交える。